

令和8年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	東横関町 (東横関)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域においては、従来から、地域内に担い手がおらず、地域外の耕作者を受入れてきた。
現在の地域内耕作者においても後継者不足と高齢化のため、持続可能な受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ブロックローテーションをベースにし、水稻・麦・大豆を主要作物とする。
・地域外の認定農業者による農地の活用。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の地域外耕作者と集落との継続的な話し合いによる目標地図の見直しで、農地の集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農あるいは経営規模縮小時に農地中間管理機構を通じた農地の貸借を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作者と所有者の意向確認を行いながら、農地の大区画化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、関係機関と連携し、育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--